



はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会

170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 3F

TEL:03 (5395) 2631 FAX:03 (5395) 2831 EMAIL:sougei@zjk.or.jp

2010 年 5 月 14 日 発行

厚生省が
事務連絡

ヘルパー院内介助は必要に応じ介護保険の対象

4 月 28 日、厚生労働省は、ヘルパーの院内介助について、必要に応じて介護保険の対象になることを周知する事務連絡を都道府県らに通知しました。

全腎協にはかねてから、一部の地域において、透析施設内でのヘルパー介助が一切保険では認められず、患者が自費負担を求められている等の声が寄せられ、厚生労働省へ改善を求めています。

今回の通知は、一律に制限を課していた地域では、その制限を撤廃するものとして大きな前進です。全腎協が関係者らと共に声をあげ続けてきた運動の成果ともいえます。

全腎協では、保険が算定できる要件が、事例の提示（表）にとどまり、強制力が

弱いことから、実態の改善に真につながっていくか、また、今まで介護保険に上乗せして障害者のヘルパーを利用している要介護透析患者らに何らかの影響が生じるのかなど、これらの動きに注視していくことにしています。

各都道府県・保険者が要件にしている例

①適切なケアマネジメントを行った上で、②院内スタッフ等による対応が難しく、③利用者が介助を必要とする心身の状態であること

介助を必要とする心身の状態の例

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 認知症その他のため、見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合 等

全腎協が介護保険見直しにむけパフコメ提出

介護保険制度がスタートして 10 年目を迎え、厚生労働省は 3 月、制度に関する意見を広く募集しました。

全腎協では、各都道府県組織にも呼びかけ、週 3 回の通院のための手段と介護者の

確保が難しく、またその費用負担から住み慣れた地域で生活が続けることが困難な状況が未だ続いている透析患者の現状の改善などを求め、意見書を提出しました。

全腎協の提出した介護保険制度に対する意見（移送に関わる項目）

- 要介護の重さに関係なく軽度であっても必要なサービスは保険給付するべき（要支援者に通院介助を認める等）であり、現在の予防給付の定額化も撤廃するべき。
- 在宅で療養する要介護透析患者の週 3 回の通院保障は、移送中を含め介護保険で行うべき。
- 施設に入所する患者の透析病院への通院手段と介護者の確保を介護保険で保障するべき。
- 院内介助は、一様に保険外サービスとして患者に自費負担を強いる実態がある。患者個々の状態と透析施設の看護体制等に応じて介護保険が使えるよう厚生労働省は対策を講じるべき。

各地のトピックス

「ふれあい」が国交省から福祉有償運送「登録」交付(佐賀)

佐賀「ふれあい」は、2月に開かれた福祉有償運送運営協議会の合意を経て、3月29日、国土交通省から福祉有償運送登録の交付を受けました。

今回合意を得た移送地域は、県内のうち佐賀市、小城市、神埼市、多久市の4市。これらの地域で自家用車両による登録を受けたのは「ふれあい」が初めて。それだけに、運営協議会の場では、タクシー業界から厳しい意見が挙がったそうです。しかし、事前の周到な準備と、透析患者の通院の必要性を説明するなどして理解は深まり、一回の協議で合意に達することができました。

当該地域では、6月から「有償」運送体制へ移行した送迎活動を展開していく予定です。県内の残る地域においても、年度内に福祉有償運送事業活動ができるよう、今後も順次登録にむけ準備を進めていく予定です。

福祉有償運送団体へ地域福祉振興基金から助成金(北九州)

北九州市では、2010年度より、福祉有償運送を行っている団体に対し、北九州市地域福祉振興基金（ひまわり基金）から活動助成金が支給されることが決まりました。

通院介護センター「さわやか」によれば、市内には現在9つの福祉有償運送事業所があり、そのほとんどが赤字経営のなか活動しています。市内で行われている福祉有償運送検討会にて、これら各団体の厳しい運営状況が浮き彫りとなり、行政も知恵を絞り、基金側に提案、このたび承認されることとなりました。助成金の総額は約百万円。「さわやか」は、「各事業所の赤字が解消されるとまではいかないもののひとつの足掛かりになる」とし、また「このように福祉有償運送の団体に活動助成金を行っている事例は全国的に見ても他にないのではないか」とコメントしています。

ニュース・ファイル

■通院移送費の画一的取り扱いを是正

厚生労働省は3月12日、生活保護の通院移送費の給付基準などを明記した運営要領を見直す「局長通知」を都道府県らに出しました。

今回の見直しは、本来個々のケースごとに内容を精査した上で給付決定すべきものが、画一的に取り扱われ、認められるべき交通費が支給されないケースが見られたことによるものです。

新しい運営要領では、受診する医療機関について「福祉事務所管内の医療機関に限る」としていた文言を、「要保護者の居住地などに比較的近距离に所在する医療機関に限る」に修正したほか、「交通費の負担が高額になる場合」の文言が削除されました。

また、移送費の手続きは、原則として事前の申請や領収書の提出が必要であることを周知するよう求めています。

(次頁続く)

■「高齢運転者等専用駐車区間」制度がスタート

4月19日から、道路交通法の改正により、高齢者などの運転する車が専用標章を掲示して駐車できる場所を設ける「高齢運転者等専用駐車区間制度」が始まりました。設置場所は全国で362か所。

すでに身障者等の「駐車禁止除外標章（所

管警察署発行）」の交付を受けている人は、その駐禁標章を掲示して全国の当該区間に駐車することができます（駐禁標章再交付手続き等は不要）。駐禁標章は指定駐車禁止区域に駐車することが可能なので、設置数の少ない「高齢運転者等専用駐車区間」を利用する際には、ほかの利用者への配慮も忘れないよう心がけましょう。

事務局 より

09 年度通院介護支援事業移送実績がまとまる

通院介護支援事業の09年度移送実績データがまとまりました。昨年度は、通信No.69号でも紹介した「新見地区腎友会（岡山）」が送迎団体として1月から加わり、23団体が移送事業を展開しました。移送実績総数は20万2,744回（片道1人を1回）、前年度から約1万回増えました。ご協力ありがとうございました。

「通院介護対策委員会」委員長に 馬上理事（神奈川）が就任

4月に開催された全腎協第86回通常理事会において、通院介護対策委員長に、昨年末より入院療養中だった岸上委員長に代わり、馬上理事が新たに就任することが決まりました。次号では、新年度事業計画を含めた今後の活動予定をお知らせする予定です。



認定講習実施機関が更新

国交省より最新の大臣認定講習実施機関一覧（4月19日現在）が発表されました。同省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/000112594.pdf>）でも閲覧することができます。閲覧できない場合は、事務局までご一報ください。改めてご案内いたします。

「NPO市民活動のための助成金応募ガイド」最新版が発行

公益財団法人助成財団センターより、民間財団の助成金に関する情報を集めた「NPO・市民活動のための助成金応募ガイド」の最新版（10年度版）が発行されました。書籍に収められた各種助成金の概要は、同センターホームページでも閲覧することができます（<http://www.jfc.or.jp/>）。全腎協事務局でも同書籍を1部購入したので、閲覧ができない場合は事務局までご一報ください。